

## 日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー鉱物資源省との間における重要鉱物に関する協力に関する協力覚書

日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー鉱物資源省（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という）は、

重要鉱物が、経済成長、繁栄、エネルギー安全保障およびエネルギー分野の脱炭素化にとって、特に戦略的な重要性を持つことを認識し、したがって、強靱で持続可能かつ公平な重要鉱物供給網に関する効果的な協力体制を確保することが不可欠であることを認識する。

持続可能な重要鉱物資源、貿易、投資、採掘、選鉱、リサイクルの分野において、平等、相互理解および互恵の原則に基づき協力することに関心を有することを考慮する。

経済的および商業的協力を強化し、強固な重要鉱物に関する協力を通じて、両国のエネルギー安全保障に資する機会を認識する。

2024年8月21日にジャカルタにて署名された日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー鉱物資源省との間のエネルギー部門に関する協力覚書を認識する。

この上で、各国の現行の国内法規に従い、

以下の通り確認する。

### 第1項 目的

本覚書の目的は、両当事者間において、重要鉱物に関する協力の枠組みを、開放性、イノベーションおよび互恵の原則に基づき構築し、鉱物資源分野における投資および協力の機会を探求するとともに、安全かつ持続可能な鉱物資源サプライチェーンを強化することである。

## 第2項 協力分野

本覚書に基づく協力分野には、以下が含まれる場合がある。

1. 投資家および両当事者双方の関係当局間の相互理解を促進し、ビジネスを円滑化するため、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する政策・規制を含む、政策・規制に関する情報交換および対話を実施すること。
2. 重要鉱物探査、最新の採掘技術、選鉱、精錬、リサイクルなど、複数分野において両当事者双方の企業による新規および既存プロジェクトを支援し、さらに、両国における選鉱・リサイクルを統合した中流・下流を含む重要鉱物サプライチェーンおよび関連インフラの構築・投資・促進に向けた今後の協力の可能性を探求すること。
3. 重要鉱物への投資を促進・支援・奨励し、両当事者双方の企業による海外での鉱物探査、採掘、選鉱活動への投資機会に関する協力を促すこと。
4. インドネシアおよび日本がインドネシア国内で実施する重要鉱物の採掘・選鉱プロジェクトにおける ESG の取り組みを促進すること。
5. 重要鉱物に関する技術支援、調査および専門知識の共有を実施すること。これには、トレーサビリティや透明性を含む採掘の持続性および公平性に関する側面、ならびに重要鉱物分析のための選鉱に関する事項が含まれるが、これらに限定されない。
6. 両当事者が相互に決定するその他の協力分野。

## 第3項 実施

両当事者は、協力の具体的な分野およびそれに関連する活動を共同で決定することができる。協力の形態および方法、財政的考慮事項、その他当該協力分野に関連する条件に関する詳細は、両当事者間の取り決めにおいて別途具体的に定める。

#### **第4項**

##### **機密保持**

1. 両当事者は、本覚書の下で提供されたデータおよび情報（共同研究の成果を含む）について、両当事者の事前の書面による同意なく、第三者に移転または提供してはならない。
2. 両当事者は、本覚書の目的以外の用途に、交換された情報または文書を使用してはならず、本覚書の署名時に両当事者間で合意された内容に沿って取り扱うものとし、他方の事前の書面による同意なく第三者にこれを移転してはならない。

#### **第5項**

##### **知的財産権**

1. 本覚書の実施のために両当事者が提供した知的財産は、当該当事者に帰属するものとする。
2. 本覚書の実施によって生じる知的財産権の取り扱いは、両当事者間で策定し、各国の法令に適合する別途の取り決めによって定める。

#### **第6項**

##### **修正**

本覚書の文言の修正は、両当事者の相互の合意により書面で行うものとし、その修正は署名時または両当事者が共同で決定した日から効力を生じる。

#### **第7項**

##### **法的地位**

1. 本覚書は、いずれの当事者に対しても法的拘束力のある権利または義務を創設することを意図するものではない。
2. 本覚書はいずれの当事者にも財政的資源の拠出を約束するものではなく、また、本覚書に含まれる事項その他いかなる事項についても、他方の当事者に対して優遇措置を付与する義務を意味するものではない。

3. 本覚書のいかなる規定も、当事者の一方を他方の代理人として位置付けることを意図するものではなく、また、いずれの当事者にも、他方のためまたは他方を拘束するいかなる約束を行い、又は締結する権限を与えるものとみなされない。

## 第8項 相違の解決

本覚書の解釈または実施に関連して生じるいかなる相違も、両当事者間の相互理解および誠意に基づき、協議または交渉によって円満に解決するものとする

## 第9項 発行、期間及び中止

1. 本覚書は、両当事者による署名の日に効力を生ずるものとする。
2. 本覚書の有効期間は 5 年間とし、両当事者双方の書面による合意により、さらに連続する 5 年間延長することができる。
3. 本覚書の終了は、両当事者が別途合意しない限り、完了していないプログラムまたは活動の遂行に影響を及ぼさないものとする。

これを証明するため、下記署名者は本覚書に署名する。

本覚書は、2026年3月15日、東京において、日本語、インドネシア語、英語の3言語で複製を作成し、いずれも同一の効力を有するものとする。これらの解釈に相違が生じた場合には、英語版を優先する。

日本国経済産業大臣

インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源  
大臣

赤澤亮正  
大臣

BAHLIL LAHADALIA  
大臣